

平成24年度

事業計画書

社会福祉法人大仙市社会福祉協議会

社会福祉法人大仙市社会福祉協議会平成24年度事業計画書

基本理念

笑顔あふれるまちづくり

～ひとりの和から大きな輪へ～

基本方針

少子高齢社会の進行による「単身高齢者世帯」等の増加や人間関係の希薄化など私達をとりまく環境は年々厳しいものとなっています。

そのような中で、昨年3月11日に発生した「東日本大震災」は、改めて地域社会のつながりの重要性や社会福祉協議会の果たすべき役割の大きさを再認識させられました。

地域福祉の推進を図ることを目的とする団体である社会福祉協議会として多様化、深刻化する地域の様々な福祉課題やニーズを適格に把握し、それらに対応した総合的なサービスの提供や活動を進めていきます。

重点目標

- (1) みんなで支えあう地域ぐるみの福祉活動を進めます。
- (2) 福祉活動に対する関心を高め、多様なボランティア活動を支援します。
- (3) きめ細やかで柔軟な総合相談体制と生活支援を強化します。
- (4) 誰もがその人らしく、地域で安全に安心して暮らせる福祉サービスの充実に努めます。
- (5) 市民から信頼される社協をめざします。

事業内容

1. 法人運営部門

全職員が専門職としての自覚を持ち、自己研鑽を重ね地域から信頼される「社会福祉協議会職員」を目指すとともに赤い羽根共同募金や会費などの善意、行政からの補助金、委託金などの公費、保険料等を財源とした介護報酬など様々な財源により経営が支えられていることから内部統制のシステム構築や経営の透明性、適正な経理の実施を強化していきます。

- (1) 理事会、評議員会、監事会、会長・副会長会議の開催
- (2) 各種委員会の開催
 - ・ 総務専門委員会
 - ・ 地域福祉専門委員会
 - ・ 介護サービス専門委員会
- (3) 管理職会議、職員会議
- (4) 新任職員等研修会の実施
- (5) 役職員研修会の開催

2. 地域福祉部門

平成21年度から実施してきた国の補助モデル事業「安心生活創造事業」による「結いっこサービス」を市単独補助事業として内容を充実させながら継続実施します。

「座談会」「地域支え合い活動推進事業」「ふれあいサロン」等地域の支え合い活動を進める活動についてもより効果的に実施できる体制を整えます。

(1) みんなで支えあう地域ぐるみの福祉活動を進めます。

地域の福祉力強化

- ・ 笑顔あふれるまちづくり委員会の充実による福祉活動や事業の活性化。
- ・ 「地域支えあい活動推進事業」「福祉座談会」「福祉連絡会」「ふれあいサロン」等の内容を効率的に進めるための検討を行います。

福祉員活動の充実強化

- ・ 地域の生活課題を早期に発見するアンテナ役としての福祉員体制の充実強化
- ・ 福祉員の手引きを活用した研修の充実

小地域ネットワーク活動の充実

- ・ 民生・児童委員と連携した福祉実態調査による「気になる世帯」の把握
- ・ 見守りネットワーク活動対象者の基本情報や支援記録整備による見守り活動の強化
- ・ 民生・児童委員や関係機関、町内会などとの連携強化
- ・ 身守りカードの普及

結いっこサービス事業の拡充

- ・対象者の拡大と支援の強化
- ・結いっこサービスを支える「生活・介護支援サポーター」養成研修会の開催

(2) 福祉活動に対する関心を高め、多様なボランティア活動を支援します。

福祉体験学習の場の提供

- ・小、中、高校生を対象としたサマーショートボランティアの開催
- ・バリアフリー活動への支援

ボランティア団体等への支援

- ・除雪ボランティア大仙雪まる隊への支援
- ・大仙市ボランティア連絡協議会等への支援
- ・精神保健福祉ボランティア養成講座修了生の組織化と活動への支援(新規)

災害時のボランティア体制の整備

- ・災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの作成(新規)

(3) きめ細やかで柔軟な総合相談体制と生活支援を強化します。

相談体制の強化

- ・職員による一般相談対応の強化
- ・専門相談(法律、土地家屋等)の実施

(4) 誰もがその人らしく、地域で安全に安心して暮らせる福祉サービスの充実に努めます。

災害発生時等の職員緊急対応マニュアルの整備

要援護者情報の共有(新規)

地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)の実施(受託事業)

大仙市、美郷町、仙北市の基幹社協として管内社協と連携し、高齢者や障がいのある方が地域で安心して生活ができるよう福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行います。

資金貸付事業

- ・ たすけあい資金、生活福祉資金の貸付

暮らしを支える福祉サービスの推進

- ・ エンゼル事業(乳児と親に対する支援～紙おむつの贈呈)
- ・ 福祉用具(車イス等)の貸出
- ・ 食の自立支援事業(受託事業)
一人暮らしや高齢者世帯で調理が困難な方を対象に実施
- ・ 緊急通報体制等整備事業(受託事業)
安心電話を利用した日常の支援(ふれあいコール)や緊急時の対応
- ・ 市営住宅独居高齢者安全確認事業(受託事業)
週2回電話で安否確認を実施
- ・ 家族介護者交流事業(受託事業)
在宅家族介護者を対象とした日帰り旅行、施設見学等の交流会の開催
- ・ 家族介護教室(受託事業)
介護相談、介護技術の講習及び介護者の健康づくり等の研修会を開催
- ・ 高齢者等相談支援事業(受託事業)
高齢者及び高齢者の家族に対する法律等専門相談援助
- ・ 高齢者実態把握事業(受託事業)
70歳以上の方の日常生活状況の把握

地域福祉活動計画の進行管理

赤い羽根共同募金、歳末たすけあい運動への協力

地域事業

- ・ 地域交流事業
高齢者等交流事業、世代間交流(ふれあい弁当、ふれあい花壇、ふれあい喫茶、歌ごえサロン等)
- ・ 声かけヤクルト支給事業
- ・ 雪下ろし費用補助事業

- ・介護用品支給等事業（要介護高齢者に対する紙おむつの支給等）
- ・介護予防サービス事業（受託事業）
高齢者センターへの通所による介護予防
- ・サービス事業（受託事業）
- ・指定管理事業（西仙北高齢者ふれあいセンター）

（５）市民から信頼され支持される社協を目指します。

情報の公開と発信

- ・広報「社会福祉だいせん」や支所広報の充実
- ・ホームページによる情報提供
- ・職員による「無料出前講座」の開催（新規）
日頃の業務から得た知識等を地域に還元するため座談会などに職員派遣を行います。

自主財源の確保

- ・会員の増強（法人・団体会員の増強）

３．介護サービス部門

平成２３年度実施しました「今後の社協介護サービス事業を検討するプロジェクト会議」の協議結果から利用者の立場に立って、利用者のニーズに合わせたサービスを提供するとともに地域包括支援センターなど他関係機関と連携を図りながら、利用者の自立生活を支援する体制づくりに努めます。

プロジェクト協議結果による方向づけ

基本理念

社会福祉協議会介護職員としての専門性を培い、利用者の尊厳を守り、自律した生活を支援するための総合的なサービスを提供します。

基本目標

- （１）「思いやり」と「ありがとう」の気持ちで一人ひとりを大切にします。
- （２）利用者の想いを受け止め、その人らしい生活を支援します。
- （３）行政サービスや地域福祉活動と連携し、住み慣れた地域での生活を支援します。
- （４）専門職としての自覚を持ち、常に資質の向上に努めます。
- （５）笑顔と会話あふれる、明るい職場づくりに努めます。

実施事業

訪問介護事業

要支援、要介護になっても利用者が可能な限りその居宅において、能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るよう訪問介護員が入浴、排せつ、食事の介護、その他生活全般にわたる援助を行います。

訪問入浴介護事業

看護職員 1 名と介護職員 2 名が居宅を訪問し、持参した浴槽で入浴サービスを行い、身体の清潔保持、心身機能の維持、向上をめざします。

居宅介護支援事業

要支援、要介護になっても利用者が可能な限りその居宅において、能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の心身の状況やそのおかれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な介護保険サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう、介護支援専門員が居宅介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。

障がい者居宅介護の実施

身体障がい者、知的障がい者、障がい児、精神障がい者に対して訪問介護員が訪問し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理、洗濯及び掃除等の家事援助を行います。

受託事業（大仙市等よりの委託）

・地域生活支援事業（移動支援・訪問入浴事業）

屋外での移動に困難がある障がい者（児）が外出する際に訪問介護員が支援を行います。また、居宅において持参した浴槽で入浴サービスを行い地域での自立生活や社会参加を促進します。

・生活管理指導員派遣事業

要介護認定で自立と判定された方や自立に相当する概ね 65 歳以上の高齢者で、調理や清掃等の支援などが必要な方に対し訪問介護員を派遣し日常生活の支援を行います。

・介護予防ケアプランの作成

要介護認定をした方々の中で認定結果が要支援 1・2 になった方に対し介護予防サービスの利用計画（介護予防ケアプラン）を介護支援専門員が作成します。

・要介護認定訪問調査

大曲仙北広域市町村圏組合からの受託で、要介護認定申請をした方に対し、介護支援専門員が訪問の上、心身の状況や置かれている環境などについて認定調査を行います。

4 . 地域包括支援センター事業

全市の日常生活圏域 5 地区のうち 2 地区を大仙市並びに大曲仙北広域市町村圏組合から受託し、高齢者が住み慣れた地域で生活を維持できるよう総合的な支援活動に努めます。

(1) 設置場所

大仙市地域包括支援センター南部（本所内）

大仙市地域包括支援センター協和（協和支所内）

(2) 受託事業内容

総合相談・支援業務及び権利擁護事業

本人や家族、近隣の住民や民生・児童委員などの地域のネットワークや行政機関等から様々な相談を受け、情報の把握、情報提供、関係機関への照会などワンストップサービスの拠点として、社会福祉士、保健師（看護師）、主任介護支援専門員が、連携し対応します。

介護予防ケアマネジメント

市が把握する特定高齢者について介護予防ケアプランを作成します。

包括的・継続的マネジメント支援業務

主任介護支援専門員が、地域の介護支援専門員に対する個別指導や相談対応を行います。

(3) 指定介護予防支援事業

要支援認定者に、介護予防サービス計画を作成し、介護予防サービスの提供が確保されるようにします。